



第22号様式

令和8年4月30日

(あて先) 浜松市長 中野 祐介 様

所在地 浜松市東区春野132番地の18
団体名 中部福祉サービスセンター 社
代表者氏名 代表取締役 沼井 芳司

浜松市春野福祉センター施設指定管理者事業報告書

浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第9条の規定により、次のとおり令和7年度事業を完了したので、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき報告します。(期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(1) 管理の実施状況及び利用状況

<維持管理業務の状況>

業務分類	実施体制	内容	備考
総合的な指揮監督及び調整業務		施設の管理にともなう指揮監督、人事管理、調整業務に係わること	
総合関係業務		予算及び決算に関すること 施設利用の実績報告に関すること 経理に関すること	
施設及び付帯設備等の貸し出し、利用の調整、許可関係業務		利用予約受付及び利用許可業務等に関すること、予約受付に関する業務	
施設及び設備等の維持保全業務に関すること		施設の維持保全に関する業務	
施設管理に関するその他業務		光熱水費に関する事務全般、空調温度管理、省エネ対策施設の小修繕に関すること、施設の利用促進のための啓発・広報に関すること	

<施設の利用状況> 春野福祉センター

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
多目的室	148	146	124	126	117	121	107	131	109	108	124	110	1,471
研修室	48	5	8	37	7	2	5	14	5	0	9	16	156
ボランティアビューロー	5	4	0	0	2	0	4	4	1	0	4	9	33
和室	0	0	40	16	0	0	3	0	0	0	2	8	69
作業室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実習室	10	42	43	18	0	39	24	13	49	29	51	16	334
児童コーナー	18	24	39	13	27	9	17	20	5	6	14	33	225
リハビリコーナー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入浴施設	658	1080	607	591	806	565	646	915	492	615	591	681	8,247
休憩を含む来館者	0	6	8	2	5	8	21	5	4	5	1	3	68
来館者合計	887	1,307	869	803	964	744	827	1,102	665	763	796	876	10,603

(2) 使用料又は利用料金の収入実績

春野福祉センター

<収入実績>

(単位:円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
多目的室	19,650	19,410	19,410	19,410	19,160	19,410	18,910	18,910	19,160	19,930	18,910	18,660	230,930
研修室	1,820	500	750	1,480	750	500	500	740	500	0	740	740	9,020
Vビューロー	240	240	0	0	1,750	0	240	240	500	0	240	480	3,930
和室	0	0	1,250	1,360	0	0	500	0	0	0	500	750	4,360
実習室	360	1,620	1,860	1,000	0	860	860	1,000	3,110	1,600	1,860	620	14,750
入浴施設	124,000	191,800	111,500	112,700	147,500	104,900	122,700	170,500	96,500	122,100	114,800	131,600	1,550,600
合計	146,070	213,570	134,770	135,950	169,160	125,670	143,710	191,390	119,770	143,630	137,050	152,850	1,813,590

<計画値との比較>

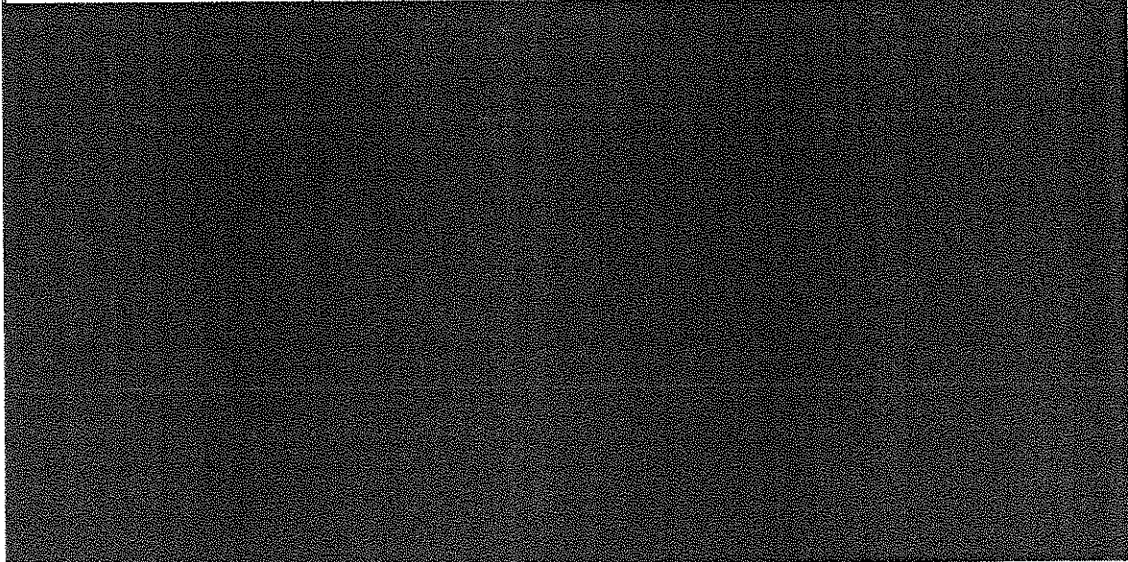
(単位:円)

項目	実績(A)	計画(B)	差(A-B)	備考
多目的室	230,930			
研修室	9,020			
ボランティアビューロー	3,930			
和室	4,360			
実習室	14,750			
入浴施設	1,550,600			
合計	1,813,590			

(3) 管理に係る経費の収支状況

別紙「管理に係る経費の収支予算書及び報告書」を参照

(4) 自主事業の実施状況

開催教室・ イベント名	実施 体制	開催日	参加 者数	内 容	備考
					

収支については、別紙「自主事業に係る収支予算書及び報告書」を参照

(5) 利用者アンケートの概要及び利用者からの苦情、意見等

<利用者アンケートの概要>

実施期間	実施方法	集計数
1. 令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	受付時にアンケートを実施	147名

<利用者からの苦情、意見等>

日付	主な苦情、意見等	改善策等

(6) 施設・設備の損傷、減耗、不具合の状況

<施設>

施設の区分	損傷、減耗、不具合の状況	対応状況
春野福祉センター	誘導灯器具の球切れ (消防点検指摘事項)	
春野福祉センター	公用車 12 か月法定点検他	
春野福祉センター	サウナ室ベンチの腐食	
春野福祉センター	浴室トイレ 雨漏りによる天井腐食	
春野福祉センター	男性トイレ小便器のセンサー不良	
春野福祉センター	サウナ女性室内時計の故障	
春野福祉センター	風呂呼出ボタン動作不良	
春野福祉センター	サウナ男性室内時計の故障	
春野福祉センター	内玄関自動ドアセンサー不良	

<備品等 (I 種) >

種 類	損傷、減耗、不具合の状況	備 考
該当なし		

<備品等 (II 種) >

種 類	損傷、減耗、不具合の状況	備 考
該当なし		

- (7) 事後評価での指摘及び意見に対する対応状況（立入調査、監査の指摘及び意見を含む）

--

- (8) その他指定管理者との協定書で定める管理の状況を把握するために必要な事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 7/23 防災訓練実施・・・参加者 17名・ 2/19 第二回防災訓練実施・・・参加者 14名 |
|--|

- (9) 指定管理者による自己評価

※選定時における提案等の実施状況等と、それに対する自己評価についても記載してください。

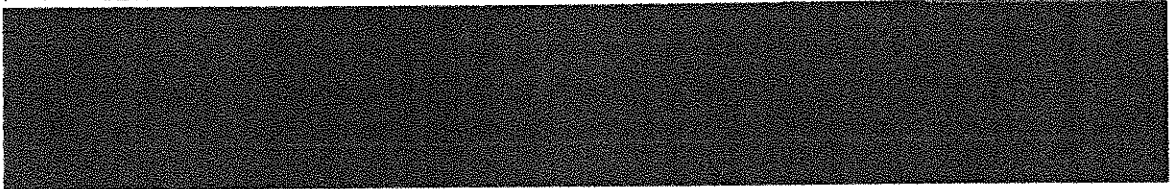
--

(10) 労働関係法令について

労働関係法令に基づき、適正に業務を履行しました。

※労働関係法令の遵守に関する報告書を添付してください。

(11) 施設運営に関する意見・要望について



管理に係る経費の収支予算書及び報告書

(税込、単位:円)

収入の部

科目	細目	消費税 取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
指定管理料						
		課税				
利用料金収入 ※3				1,813,590		
		課税		1,813,590		
指定事業収入						
その他収入						
収入小計(a)						
自主事業からの繰入金相当額(b)						
収入合計(a)+(b)				15,223,759		
(仮受消費税額計算)						※消費税納付額相当分計算用

(税込、単位:円)

支出等の部

科目	細目	消費税 取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
人件費 ※4						
管理費						
光熱水費 ※5						
需用費						
修繕費						
役務費						
委託費						
設備保全費						
使用料及び賃借料						

科目	細目	消費税 取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
	リース料	課税				
	備品購入費					
	その他					
	事務費					
	事業費					
	その他支出					
	消費税納付額相当分ほか					
	指定管理者納付金					
	一般管理費等 ※7					
	支出等小計 (a)					
	自主事業への繰出金相当額 (b)					
	支出等合計 (a)+(b)				15,223,759	
	(仮払消費税額計算)					

<注意事項>

※1	本書式は、事業計画書(第5号様式)及び事業報告書(第22号様式)に添付するとともに、本エクセル形式のまま、施設所管課へ提出してください。
※2	「科目」は原則、変更しないようお願いします。該当科目が無い場合は、その他欄に記入し「細目」、「説明」欄等に内容を入力してください。
※3	利用料金収入は、施設設置条例・規則で規定されている利用者からの料金収入(駐車料金や備付物品利用料金、キャンセル料等含む)です。指定管理者自身が自主事業により施設を利用した場合は、利用料金収入相当額を加算してください。3月に翌年度4月利用分の利用料金を受領した場合は、翌年度収入としてください。
※4	人件費は、本社からの応援人員の人件費も含むものとし、直接経費として算出が可能な人件費は原価とみなし、間接経費としての一般管理費等ではなく、人件費に計上してください。
※5	光熱水費については、「光熱水費」と一括りにするのではなく、「電気料金」、「水道料金」、「ガス料金」等項目別に記載してください。
※6	消費税納付額相当分は、仮受消費税と仮払消費税の差とし、自動計算するため、『消費税取引区分』は必ず入力してください(課税、非課税、不課税、一から選択)。社会福祉事業等、消費税法上の非課税事業に該当する事業は、上記自動計算にせず、個別の計算により算出した消費税納付額相当分を入力してください。
※7	一般管理費等とは、施設の管理運営に係る直接業務以外で、本社(本部)機能の維持等に係る経費や法人税額相当分、利益相当分とします(本様式では、収入-支出等の差額とし、自動計算としています)。
※8	4月1日から翌年3月31日を1会計年度とする管理・運営状況等を把握する必要があるため、指定管理者の決算月に関わらず、当該事業年度の収支について記載してください。
※9	自主事業の収支は別シートに記載してください。
※10	事業報告書(第22号様式)添付時には、直近の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3」(写し)を添付してください。指定管理者が共同事業体の場合は、構成員全てについて添付してください。
※11	事業報告書(第22号様式)添付時には、損益計算書、貸借対照表を添付してください(作成している団体に限る)。指定管理者が共同事業体の場合は、構成員全てについて提出してください。
※12	浜松市税については、「市税の納付又は納入状況確認に関する同意書」を指定期間中1回提出してください。市において納税確認を行います。指定管理者が共同事業体の場合は、構成員全てについて提出してください。
※13	障害者優先調達を行った場合は、その内容(金額、委託先・調達先等)を説明欄に記載してください。

連結収支予算書・報告書(本業務+自主事業)

収入の部 (税込、単位:円)

科目	消費税取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
管理に係る経費収入小計	—				
自主事業に係る収入小計	—				
総収入合計					

支出等の部 (税込、単位:円)

科目	消費税取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
管理に係る経費支出等小計	—				
自主事業に係る支出等小計	—				
総支出等合計					

参考(再掲)

科目	消費税取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
一般管理費等(本業務)	—				
一般管理費等(自主事業)	—				
一般管理費等合計					





<注意事項>

※1	連結収支には、本業務⇄自主事業間の繰入金、繰出金は加算しないでください。
----	--------------------------------------



令和 8年 4月 30日



浜松市長 中野 祐介 様

指定管理者 浜松市  132番地の18
 団体名 中部  株式会社 
 代表者氏名 代表者  石井 宏司

労働関係法令の遵守に関する報告書

施設名	浜松市春野福祉センター
-----	-------------

- ・ 調査は、令和8年 3月に賃金（給与）を支給する者を対象とします。
- ・ 産休・育休など、支給の対象であっても、実際に業務に従事していない場合は、対象外とします。
- ・ 特定の事業を運営するために謝礼（報償費）を支払う講師等は、従事者としてカウントしないでください。

本指定管理業務の従事者数		【内訳】	
			期間の定めのない社員・・・・・・・・・・
			期間の定めのある社員・・・・・・・・・・
			派遣社員・・・・・・・・・・
			パートタイム労働者（非常勤職員・7割'付等）・・

調 査 内 容	
1 法定基準	労働基準法 § 107, 108
作成が義務付けられている労働者名簿、賃金台帳を適正に把握するための出勤簿等を整備した。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2 就業規則	労働基準法 § 89, 90, 106
(1) 就業規則を作成している。なお、常時 10 人以上の労働者を雇用している場合は労働基準監督署に届出した。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 10 人未満
(2) 就業規則を掲示、備え付け、書面の交付等の方法により労働者に周知した。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 10 人未満のためなし
3 労働条件	労働基準法 § 15
労働条件は関係法令に照らして適正であり、次の労働条件を労働者に書面で明示している。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・ 労働契約の期間	
・ 就業場所、業務内容	
・ 始業終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業転換に関する事項	

<ul style="list-style-type: none"> ・賃金の決定、計算方法、支払い方法、賃金の締切日・支払日 ・退職に関する事項 	
4 労働時間管理	労働基準法 § 32, 34, 35, 36, 39
(1) 必要な帳簿を備え、労務管理（労働時間等の管理、休憩・休日・休暇の付与、取得）を確実に行った。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(2) 労働基準法第 36 条における協定（時間外労働及び休日労働に関する協定）を締結し、労働基準監督署に届出した。	<input checked="" type="checkbox"/> はい R 8 年 3 月 18 日届出 <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし
5 賃金	労働基準法 § 24, 28, 37 最低賃金法 § 4
(1) 賃金は、通貨で、直接労働者に（同意に基づき金融機関への振込みも可）毎月 1 回以上、一定日を定めて全額を支払った。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(2) すべての労働時間について最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を支給した。 <賃金額> 時間給 XXXXXXXXXX 円（静岡県最低賃金額 1, 097 円）	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<p>※ 従事者が複数の場合は、従事者のうち最も低い者について記載してください。</p> <p>※ 月給の場合の考え方：労働条件で明示したもの $(月額給与 \times 12 \text{ヶ月}) \div (1 \text{日の所定労働時間} \times \text{年間所定労働日数})$</p> <p>※ 最低賃金の対象となる賃金には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)随時に支払われる賃金（結婚手当など）、(5)1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）、(6)時間外労働・休日労働に対する賃金、(7)深夜労働に対する割増賃金は、算入されません。</p>	
(3) 時間外労働、休日労働及び深夜業をさせた場合、それぞれ法定割合以上の割増賃金を支払った。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし
6 各種保険	労働者災害補償保険法 § 3 雇用保険法 § 4-6 健康保険法 § 3 厚生年金保険法 § 6, 9, 12
(1) 労働保険（労災保険・雇用保険）の加入義務がある労働者について、適切に加入した。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(2) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入義務がある労働者について、適切に加入した。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし